議員提出議案第１号

議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び須賀川市議会本会議規則（平成 16 年須賀川市議会規則第 1 号）第 8 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成２３年６月９日

提出者	須賀川市議会議員	村　山　広　嗣
賛成者	同	佐　藤　暸　二
同	同	鈴　木　忠　夫
同	同	鈴　木　正　勝
同	同	菊　地　忠　男
同	同	橋　本　健　二

須賀川市議会議長　渡 辺 忠 次　様

議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 41 年須賀川市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「その当月分までの」を「その月の現日数から日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割計算によって」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議員提出議案第２号

須賀川市農業委員会委員の推薦について

上記議案を、須賀川市議会本会議規則（平成 16 年須賀川市議会規則第 1 号）第 8 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成２３年６月１７日

提出者　須賀川市議会議員　村　山　廣　嗣
同　佐　藤　暸　二
同　鈴　木　忠　夫
同　鈴　木　正　勝
同　菊　地　忠　男

須賀川市議会議長　渡　辺　忠　次　　様

須賀川市農業委員会委員の推薦について

須賀川市農業委員会委員は、平成23年7月19日任期満了となるので、市長の依頼に基づき、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第12条第2号の規定により、次の者を須賀川市農業委員会委員に推薦する。

住　所	氏　名	生年月日
須賀川市大久保字虻田5－1	相　楽　健　雄	昭和23年 9月24日
須賀川市新町5－2	横　田　祐　子	昭和29年 2月25日
須賀川市守屋字前田2	矢　吹　幸　子	昭和33年 3月 1日
須賀川市守屋字日向41	五　十　嵐　伸	昭和38年 7月 1日